

山梨県公報

第二千四百九十二号

平成二十七年

三月十二日

木曜日

目次

○土地収用事業の認定……………	一四三
○道路の供用開始……………	一四四
○都市計画事業の認可……………	一四五
○収入証紙売りさばき人からの廃止の届出……………	一四五
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………	一四五
○農業振興地域の区域の変更……………	一四六
○土地区画整理組合の定款の変更認可……………	一四六
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………	一四六
公安委員会	
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………	一四七

告示

山梨県告示第六十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十七年三月十二日

山梨県知事 後藤 斎

一 起業者の名称

笛吹市

二 事業の種類

(仮称)笛吹市境川観光交流センター整備事業

三 起業地

- 1 収用の部分 笛吹市境川町寺尾字前付及び字別当地内
- 2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

(仮称)笛吹市境川観光交流センター整備事業(以下「本件事業」という。)は、温泉施設による地域住民の健康増進や観光振興のほか、本件事業の周辺で整備が進められている甲府・峡東地域ごみ処理施設等と連携した環境教育の推進及び地域交流等を目的とした事業で、法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置する公園その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、本件事業の実施に当たり、平成二十六年年度から予算措置を講じ、平成二十七年年度以降についても予算措置することを確認していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益

起業者は、平成十六年十月に石和町、御坂町、一宮町、八代町、春日居町及び境川村の六町村の合併により発足し、平成十八年八月には芦川村を編入合併し現在に至っている。

市制施行後のまちづくりの理念としては、平成二十年三月に策定された第一次笛吹市総合計画において、「活力ある交流都市の創造」、「快適な生活都市の創造」、「個性輝く自立都市の創造」を掲げ、目指すべき将来像には「みんなで奏でる“にぎわい・やすらぎ・きらめき”のハーモニー」を据えて、市民の健康支援や身近な自然環境の整備、コミュニティ機能の充実につながる事業等を積極的に推進している。起業者は、こうした市民の健康支援やコミュニティ機能の充実につながる事業の一つとして温泉入浴施設を活用していくこととしており、市内四箇所に公共温泉入浴施設を整備し、市民の健康増進や交流・コミュニティ機能の充実を図っている。今後の整備に当たっては、総合計画における平成二十五年度から平成二十九年度までの後期基本計画において、より多くの市民が利用できるよう順次施設の修繕及び整備を進めていくこととしているが、本件事業の起業地が所在する旧境川村地域に公共温泉入浴施設は整備されておらず、整備地域に偏りが生じている。

また、本件事業の起業地は、甲府・峡東地域ごみ処理施設等の整備が進められている地域にあり、笛吹市都市計画マスタープランにおいては、本件事業の起業地及び甲府・峡東地域ごみ処理施設等を含むエリアを新たな観光レクリエーション

ンゾーンとして整備していく区域としており、ごみ処理施設等と連携した新たな観光レクリエーション施設の整備が求められている。

このため、起業者は、本件事業の施行によって公共温泉入浴施設の整備地域の偏りを解消するとともに、観光交流機能や甲府・峡東地域ごみ処理施設等と連携した環境学習の場としての機能を併せ持つ複合型多目的交流施設として整備することとしたものである。

本件事業が完成すると市民の健康増進や交流・コミュニティ機能の充実につながるのとともに、周辺を訪れる観光客等の増加が見込まれ、観光振興にも寄与するものと認められる。また、甲府・峡東地域ごみ処理施設等と連携することで、循環型社会実現に向けた環境学習拠点としての機能も期待することができる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者等が山梨県環境影響評価条例（平成十年山梨県条例第一号）に基づき、本件事業及び甲府・峡東地域ごみ処理施設等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。

こうしたことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益

起業者は工事の施行に当たっては、周辺農地・耕作物への粉塵飛散防止対策を講じるとともに、周辺住民の生活環境に配慮し、騒音や振動に十分注意することとしている。

また、起業地には、埋蔵文化財包蔵地が存在するが、起業者は笛吹市教育委員会と協議を行い、必要な調査及び保護・保存を行うこととしている。なお、起業者の調査によると、起業地に希少動植物の存在は確認されていない。

こうしたことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、起業者が環境教育の実践のため連携していくこととしている甲府・峡東地域ごみ処理施設等との立地の利便性のほか、温泉掘削場所については、既存源泉から六百メートル以上離れていなければならないという立地的制約の中で、社会的、技術的及び経済的な要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、公共温泉入浴施設の整備地域の偏りを解消し、市民がより利用しやすい環境を整備することは、市民の健康増進や交流・コミュニティ機能の充実につながるものであり、できるだけ早期に実現する必要があると認められる。

また、笛吹市都市計画マスタープランにおける観光レクリエーションゾーンの実現と必要な事業であると認められる。

(二) 起業地の範囲及び取用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、周辺住民の年齢別平均利用頻度や平成二十五年度山梨県観光入込客統計調査結果等から利用者数等を推計し、本件事業において必要とされる敷地面積を算出して決定されたものであり、適切であると認められる。

(三) 取用する公益上の必要性

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、取用とすることは合理的であると認められる。

5 結論

1から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

笛吹市役所市民環境部環境推進課

山梨県告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十七年四月二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十二日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	河口湖精進線	南都留郡富士河口湖町大石字二 夕町山二六七七番の一地先から 南都留郡富士河口湖町大石字久 保井坂下二六一七番の一地先ま で	六二・〇	平成二十七年三月十三日

山梨県告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十二日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 都市計画事業の種類及び名称
笛吹川都市計画緑地事業 一号 境川寺尾緑地
- 二 施行者の名称
笛吹市
- 三 事業施行期間
平成二十七年三月十二日から平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
山梨県笛吹市境川町寺尾字前付地内
 - 2 使用の部分
なし

山梨県告示第六十八号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により

山梨県公報 第二千四百九十二号 平成二十七年三月十二日

指定した山梨県収入証紙売りさばき人から廃止の届出があった。

平成二十七年三月十二日

山梨県知事 後藤 齋

売りさばき場所	住所	氏名	廃止年月日
甲府市美咲二丁目 二番一号	甲府市美咲二丁目 二番一号	中澤 壽恵香	平成二十七年二月二十八日

公 告

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センター又は山梨県産業労働部商業振興金融課において、この公告の日から平成二十七年七月十三日まで縦覧に供する。

平成二十七年三月十二日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 届出者
 - 1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二
 - 2 住所
栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(一) 名称 カワチ薬品甲府中央店
(二) 所在地 山梨県甲府市飯田二丁目二千二百八十八番外
 - 2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏	株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二	栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地

名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	吉井 誠	山梨県甲府市新田町四番二十五号
---------------------------	------	-----------------

- 3 変更する年月日
平成二十六年十二月十七日
- 三 届出年月日
平成二十七年一月二十六日
- 四 縦覧場所

次の1から3までに掲げる期間の区分に応じ当該1から3までに掲げる場所において縦覧する。ただし、これらの場所は、予告することなく変更することがある。

- 1 この公告の日から平成二十七年三月十五日まで 山梨県甲府市丸の内一丁目八番十七号山梨県庁西別館二階山梨県県民情報センター
- 2 平成二十七年三月十六日から同月二十三日まで 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館三階山梨県産業労働部商業振興金融課
- 3 平成二十七年三月二十四日から同年七月十三日まで 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター

● 農業振興地域の区域の変更

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、次のとおり農業振興地域の区域を変更する。

平成二十七年三月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 変更に係る農業振興地域名
富士吉田農業振興地域及び富士河口湖・鳴沢農業振興地域
- 二 変更に係る区域
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を山梨県農政部農村振興課及び富士・東部農務事務所に備え置いて縦覧に供する。）

● 土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり定款の変更を認可した。

平成二十七年三月十二日

- 一 組合の名称
富士吉田市中丸土地区画整理組合
- 二 事業施行期間
平成十五年度から平成二十六年まで
- 三 施行地区
富士吉田市小見見字先土久保、字中丸、字愛地宿、字上中丸及び字滝澤の各一部
- 四 事務所の所在地
富士吉田市中丸土地区画整理組合
- 五 設立認可の年月日
平成十六年一月八日
- 六 変更後の事務所の所在地
富士吉田市中丸土地区画整理組合
- 七 変更認可の年月日
平成二十七年三月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成二十七年三月十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 組合の名称
富士吉田市中丸土地区画整理組合
- 二 事業施行期間
平成十五年度から平成二十六年まで
- 三 施行地区
富士吉田市小見見字先土久保、字中丸、字愛地宿、字上中丸及び字滝澤の各一部
- 四 事務所の所在地
富士吉田市中丸土地区画整理組合
- 五 設立認可の年月日
平成十六年一月八日
- 六 変更後の事業施行期間
平成十五年度から平成二十八年まで
- 七 変更認可の年月日

平成二十七年三月十二日

公安委員会

山梨県公安委員会告示第二十六号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十七年三月十二日

山梨県公安委員会

委員長 小野 堅太郎

別表第一中

一四二	甲府市山宮町四五番地（県道甲府昇仙峡線と市道水道道路線との交差点）	北西中通学路	五五・三・一八 告示 第十一号
-----	-----------------------------------	--------	-----------------------

一四二	削除		平成二十七年三月十二日 告示第二十六号
-----	----	--	------------------------

二一〇	中巨摩郡竜王町万才六三四番地の五先（県道甲府櫛形線へ通称塩部開国橋線と町道へ中央道側道との十字路交差点）	万才立体北	六一・一〇・一六 告示第三十七号
-----	--	-------	---------------------

二一〇	削除		平成二十七年三月十二日 告示第二十六号
-----	----	--	------------------------

五二	山梨市万力一、一〇〇番地先（国道一四〇号と県道万力小屋敷線との十字路交差点）	西関東道路入口	平成一九年一月二五日 告示第六号
----	--	---------	---------------------

五二	山梨市万力一、一〇〇番地先（国道一四〇号と県道万力後屋敷線との十字路交差点）	万才ランプ東	平成二十七年三月十二日 告示第二十六号
----	--	--------	------------------------

四三	塩山市三日市場三、二一八番地先（県道柚口塩山線と市道との十字路交差点）	松里小学校通学路	平五・四・一五 告示第一六号
----	-------------------------------------	----------	-------------------

四三	甲州市塩山三日市場三、二一八番地先（主要地方道塩山勝沼線と市道との十字路交差点）	天王宿	平成二十七年三月十二日 告示第二十六号
----	--	-----	------------------------

六〇	塩山市下於曾一、三三八番地先（市道下於曾三三三号線と市道下於曾四一号线との丁字路交差点）	市民病院入口	平成一三年八月九日 告示第三三二号
----	--	--------	----------------------

六〇	甲州市塩山下於曾一、三三八番地先（市道下於曾三三三号線と市道下於曾四一号线との十字路交差点）	塩山市民病院東	平成二十七年三月十二日 告示第二十六号
----	--	---------	------------------------

に改める。
別表第二中

二六	北都留郡小菅村字小永田一、四七〇番地先(国道一三九号)	松姫トンネル下り線非常駐車帯	山梨県 県土整備部	上野原	平成二十七年一月一九日 告示第五号
----	-----------------------------	----------------	--------------	-----	----------------------

を

二六	北都留郡小菅村字小永田一、四七〇番地先(国道一三九号)	松姫トンネル下り線非常駐車帯	山梨県 県土整備部	上野原	平成二十七年一月一九日 告示第五号
二七	富士吉田市旭三丁目一、八〇五番地二先(国道一三七号)	新倉河口トンネル 富士吉田市側抗口 十字路交 差点南側	山梨県 県土整備部	富士吉田	平成二十七年三月二日 告示第二六号
二八	富士吉田市旭三丁目一、八〇五番地二先(国道一三七号)	新倉河口トンネル 富士吉田市側抗口	山梨県 県土整備部	富士吉田	平成二十七年三月二日 告示第二六号
二九	南都留郡富士河口湖町河口五四四番地二先(国道一三七号)	新倉河口トンネル 富士河口湖町側抗口	山梨県 県土整備部	富士吉田	平成二十七年三月二日 告示第二六号

に改める。
別表第三中

一一五	県道	中巨摩郡竜王町西八	車両	終日	南甲	四九・四・一一
-----	----	-----------	----	----	----	---------

を

一一六	甲府橋 形線(新開国)	幡四、四二二番地の七先から中巨摩郡白根町今諏訪四三二番地の二先まで(四九七メートル)	(小型)特殊自動車、軽車両を除く。	終日	府小笠原	一六号
一一五	削除			終日	府小笠原	一六号

に

一一六	削除			終日	府小笠原	一六号
三四〇	甲府橋 形線(新開国)	中巨摩郡竜王町西八幡四、四二二番地の七先から中巨摩郡白根町今諏訪四三二番地の二先まで(四九七メートル)	(小型)特殊、軽車両を除く。	終日	府小笠原	五一・一一・三 四六号

三四〇	削除				南甲 府 南ア スルプ	平成二十七年三月二日 告示第二六号
-----	----	--	--	--	----------------------	----------------------

七二五	市道	甲斐市下今井三、六 七二番地一先（国道 二〇号と市道との十 字路交差点）から甲 斐市下今井七三二番 地先（市道同士の丁 字路交差点）までの 間（一八〇メートル）	大型自 動車、 大型特 殊自動 車、特 定中型 自動車	終日	葦崎	平成二十七年一月九日 告示第五号
-----	----	---	---	----	----	---------------------

七二六	市道	甲斐市西高橋町五五 六番地二九先（大黒 橋北詰十字路交差点 ）から甲斐市西高橋 町四九二番地先（市 間（一八〇メートル）	大型自 動車、 大型特 殊自動 車、特 定中型 自動車	終日	南甲 府	平成二十七年三月二日 告示第二六号
-----	----	---	---	----	---------	----------------------

		道同士の三差路交差 点）までの間（三六 〇メートル）	定中型 自動車			
--	--	----------------------------------	------------	--	--	--

三六六	市道 中央通 り線	富士吉田市竜ヶ丘一丁 目八九八番地の二二一 先（市民会館西交差点 導流部）まで （一二メートル）	車両	車両進行 南から北 へ	富士 吉田 二一	平六・一一・ 告示 第六〇号
-----	-----------------	--	----	-------------------	----------------	----------------------

三六六	市道中 央通り 線	富士吉田市竜ヶ丘一丁 目八九八番九三四先か ら富士吉田市竜ヶ丘一 丁目八九八番七七先 （市民会館西交差点北 西側左折導流部）（二 〇メートル）	車両	車両進行 西から北 へ終日	富士 吉田	平成二十七年三 月一二日 告示第二六号
-----	-----------------	---	----	---------------------	----------	---------------------------

五九七	国道一 折導流 部	南都留郡富士河口湖町 河口五二五番地先（新 倉トンネル西交差点左 折導流部）（三五メー トル）	車両	車両進行 北から東 へ終日	富士 吉田	平成二十七年一 月一九日 告示第五号
-----	-----------------	---	----	---------------------	----------	--------------------------

に改める。
別表第四中

三七号 (新倉 トンネ ル西交 折点左 折導流 部)	河口五二五番地先(新 倉トンネル西交差点左 折導流部) (三五メー トル)		北から東 へ終日	吉田 月一九日 告示第五号
五九八 市道	甲府市西高橋町五五六 番地二九先(大黒橋北 詰十字路交差点)から 甲府市西高橋町四九二 番地先(市道同士の三 差路交差点)までの間 (三六〇メートル)	車両	車両進行 東から西 へ終日	南甲 府 平成二七年三 月一二日 告示第二六号
五九九 市道	富士吉田市上吉田四、 五九八番地一三先(東 富士五湖道路カルバー トボックス富士吉田五 東側十字路交差点左折 導流部) (一五メー トル)	車両	車両進行 北から東 へ終日	富士 吉田 平成二七年三 月一二日 告示第二六号
六〇〇 市道	富士吉田市竜ヶ丘二丁 目八九八番八一二先 (市民会館西交差点東側 左折導流部) (一〇メ ートル)	車両	車両進行 東から南 へ終日	富士 吉田 平成二七年三 月一二日 告示第二六号

に改める。
別表第五中

二六〇 市道紅 梅南通 り線	甲府市丸の内一丁目 二一番二二号先(丸 の内一丁目交差点)	西進す る車両 (軽車 両を除	終日	甲府	平成二六年二 月一七日 告示第一三 号
-------------------------	-------------------------------------	--------------------------	----	----	------------------------------

に改める。
別表第六中

二六〇 市道紅 梅南通 り線	甲府市丸の内一丁目 二一番二二号先(丸 の内一丁目交差点)	西進す る車両 (軽車 両を除 く。)	終日	甲府	平成二六年二 月一七日 告示第一三 号
二六一 市道	甲府市丸の内一丁目 一〇番七号先(東京 電力山梨支店南西角 丁字路交差点)	南進す る車両 (自 転車を除 く。)	終日	甲府	平成二七年三 月一二日 告示第二六 号
二六二 市道	甲府市西高橋町三四 二番地先(市道同 士の三差路交差点)	南進す る車両	終日	南甲 府	平成二七年三 月一二日 告示第二六 号
二六三 市道	甲府市西高橋町四九 二番地先(市道同 士の三差路交差点)	南進す る車両	終日	南甲 府	平成二七年三 月一二日 告示第二六 号

を

四五八 町道	南巨摩郡鰺沢町九八 番地先(ファミリ マート鰺沢北新店東 側)	北進す る車両	七時か ら九時 まで及 び一七 時から 一九時 まで	鰺沢	平成一六年三 月四日 告示第一四 号
-----------	--	------------	--	----	-----------------------------

を

に

五六一	市道	甲府市西高橋町四九	西進する車両	終日	南甲府	平成二十七年三月
五六〇	市道	甲府市西高橋町三四二番地先(市道同士の三差路交差点)	西進する車両	終日	南甲府	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
五五九	主要地 方道甲 府笛吹 線	甲府市西高橋町五五六番地二先(大黒橋北詰十字路交差点)	南進する車両	終日	南甲府	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
五五八	県道中 下条甲 府線	甲府市宝一丁目二〇番二一先(横沢通り南交差点)	西進する車両 及び一 六時か ら一九 時まで	七時か ら九時	甲府	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
五五七	町道	南都留郡富士河口湖町河口五六六番地先(国道一三七号河口二期バイパスと町道との十字路交差点)	東進する車両	終日	富士吉田	平成二十七年一月一九日 告示第五号
五五七	町道	南都留郡富士河口湖町河口五六六番地先(国道一三七号河口二期バイパスと町道との十字路交差点)	東進する車両	終日	富士吉田	平成二十七年一月一九日 告示第五号
四五八	削除				歟沢	平成二十七年三月一二日 告示第二六号

に改める。
別表第七中

九九	市道	甲府市向町一七二番地四先(向町交差点南側十字路交差点)	東進する車両	終日	南甲府	平成二五年一月二四日 告示第一二二二号
五六六	市道武蔵五号線	富士吉田市竜ヶ丘一丁目八九八番八一二先(市民会館西交差点東側左折導流部出口)	南進する車両	終日	富士吉田	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
五六五	市道中央通り線	富士吉田市竜ヶ丘一丁目八九八番七五七先(市民会館西交差点北西側左折導流部出口)	北進する車両	終日	富士吉田	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
五六四	国道三五八号	甲府市上今井町八〇二番地一先(国道三五八号と市道との十字路交差点)	北進する車両	終日	南甲府	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
五六三	市道	甲府市上今井町七九七番地先(国道三五八号と市道との十字路交差点)	西進する車両	終日	南甲府	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
五六二	市道	中巨摩郡昭和町西条三、三六一番地一先(中央自動車道万才立体北側丁字路交差点)	西進する車両	終日	南甲府	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
二番地先(市道同士の三差路交差点)			る車両	終日		一二日 告示第二六号

九九	市道	甲府市向町一七二番地四先（向町中交差点南側十字路交差点）	東進する車両	終日	南甲府	平成二五年一月二四日 告示第一二二二号	
一〇〇	市道	甲府市上今井町七九七番地先（国道三五八号と市道との十字路交差点）	西進する車両	終日	南甲府	平成二七年三月一二日 告示第二六号	
一〇一	市道	甲府市西高橋町四九三番地先（市道同士の三差路交差点）	東進する車両	終日	南甲府	平成二七年三月一二日 告示第二六号	

に改める。
別表第十中

八五二	国道 五二号線	南巨摩郡南部町塩沢九、三九三番地先（池田弥太郎方前）		一	南部	四九・四・一一 一六号
-----	------------	----------------------------	--	---	----	----------------

八五二	県道内 船停車場線	南巨摩郡南部町南部九、三九三番地先（県道内船停車場線と町道との五差路交差点）		一	南部	平成二七年三月一二日 告示第二六号
-----	--------------	--	--	---	----	----------------------

八七二	県道 富士川 富沢線	南巨摩郡富沢町万沢一、五八一番地先		一	南部	四九・四・一一 一六号
-----	------------------	-------------------	--	---	----	----------------

八七二	削除				南部	平成二七年三月一二日 告示第二六号
-----	----	--	--	--	----	----------------------

一、二三七	国道 一三八号線	南都留郡山中湖村山中一九八番地先（麻帝学園前）		一	富士 吉田	四九・四・一一 一六号
-------	-------------	-------------------------	--	---	----------	----------------

一、二三七	国道一 三八号	南都留郡山中湖村山中二〇七番地七先（国道一三八号山中湖側階段前）		一	富士 吉田	平成二七年三月一二日 告示第二六号
-------	------------	----------------------------------	--	---	----------	----------------------

一、四五五	県道 野呂川 、波高 島線	南巨摩郡早川町大原野三、二一八番地先（中州保育所前）		一	鯉沢	四九・七・四 二九号
-------	------------------------	----------------------------	--	---	----	---------------

一、四五五	主要地 方道南 アルプ ス公園 線	南巨摩郡早川町新倉三、二二八番地先（中州公民館前）		一	南部	平成二七年三月一二日 告示第二六号
-------	-------------------------------	---------------------------	--	---	----	----------------------

一、五八九	市道 武蔵三	富士吉田市竜ヶ丘二丁目一〇番二八号先		二	富士 吉田	五五・六・七 二四号
-------	-----------	--------------------	--	---	----------	---------------

号線				
----	--	--	--	--

一、五八九	市道新倉南線市道武蔵三号线	富士吉田市竜ヶ丘二丁目一〇番二八号先（竜ヶ丘二丁目交差点）	四	富士吉田	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
-------	---------------	-------------------------------	---	------	-----------------------

一、六九〇	県道甲府昇仙峡線	甲府市山宮町七二番地先（鈴木方前）	一	甲府	五〇・一〇・六三三三号
-------	----------	-------------------	---	----	-------------

一、六九〇	削除			甲府	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
-------	----	--	--	----	-----------------------

二、〇四四	国道五二号线	南巨摩郡南部町南部八、二九一番地先（遠藤テレビ前）	一	南部	五二・八・五二七号
-------	--------	---------------------------	---	----	-----------

二、〇四四	町道南部中野線	南巨摩郡南部町南部八、二〇九番地一先（町道同士の三差路交差点東側）	一	南部	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
-------	---------	-----------------------------------	---	----	-----------------------

二、九三四	国道	南巨摩郡南部町一、四六〇番地	一	南部	五八・三・一七
-------	----	----------------	---	----	---------

五二号线	の先（中野交差点）				一五号
------	-----------	--	--	--	-----

二、九三四	町道南部中野線	南巨摩郡南部町中野一、四六〇番地一先（中野交差点）	一	南部	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
-------	---------	---------------------------	---	----	-----------------------

二、九四〇	国道五二号线	南巨摩郡南部町南部七、四八八番地先（新船山川橋北詰）	一	南部	五八・四・一一二二二号
-------	--------	----------------------------	---	----	-------------

二、九四〇	町道南部中野線	南巨摩郡南部町南部七、四八八番地先（船山川橋北詰）	一	南部	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
-------	---------	---------------------------	---	----	-----------------------

三、二四〇	県道甲府櫛形線（塩部開国橋線）	中巨摩郡昭和町西条三、三九二番地先（徳行立体南交差点）	二	南甲府	六一・四・一七一五号
-------	-----------------	-----------------------------	---	-----	------------

三、二四〇	県道甲府南アルプス線町道西	中巨摩郡昭和町西条三、三九二番地先（徳行立体南交差点）	四	南甲府	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
-------	---------------	-----------------------------	---	-----	-----------------------

	条甲府 昭和一 ンター 線				
--	------------------------	--	--	--	--

三、五〇四	市道 中央通 り	富士吉田市竜ヶ丘二丁目八九八 番地の二二一先（市民会館西）	五	富士 吉田	平六・一二・一 告示 第五三号
三、五〇五	市道 中央通 り線	富士吉田市竜ヶ丘二丁目八九八 番一八一先（一方通行路入口）	一	富士 吉田	六三・一一・一 〇 第二八号

三、五〇四	市道新 倉南線 市道中 央通り 線	富士吉田市竜ヶ丘二丁目八九八 番二二一先（市民会館西交差点 ）	三	富士 吉田	平成二七年三月 一二日 告示第二六号
三、五〇五	市道中 央通り 線	富士吉田市竜ヶ丘二丁目八九八 番九三四先（市民会館西交差点 北西側左折導流部）	一	富士 吉田	平成二七年三月 一二日 告示第二六号

三、六八三	町道	中巨摩郡若草町寺部一八番地 の二七先（佐久間商店前）	一	小笠 原	平三・一・一七 第一号
-------	----	-------------------------------	---	---------	----------------

三、六八三	市道	南アルプス市寺部一四六番地先 （市道同士の十字路交差点）	一	南ア ルプ	平成二七年三月 一二日 告示第二六号
-------	----	---------------------------------	---	----------	--------------------------

五、四七四	町道	南都留郡西桂町小沼二、三八九 番地先（県道富士吉田西桂線と 町道との丁字路交差点）	一	大月	平成二七年一月 一九日 告示第五号
-------	----	---	---	----	-------------------------

五、四七四	町道	南都留郡西桂町小沼二、三八九 番地先（県道富士吉田西桂線と 町道との丁字路交差点）	一	大月	平成二七年一月 一九日 告示第五号
五、四七五	市道	甲斐市龍地二、五〇六番地先（ 双葉スマートIC入口交差点）	三	斐崎	平成二七年三月 一二日 告示第二六号
五、四七六	町道	南巨摩郡富士川町青柳町二、三 九五番地二先（町道同士の十字 路交差点）	二	歙沢	平成二七年三月 一二日 告示第二六号
五、四七七	県道富 士吉田 西桂線	南都留郡西桂町倉見六五一番地 先（中央道富士吉田線カルパー トボックス大月六四―一西側十 字路交差点）	一	大月	平成二七年三月 一二日 告示第二六号
五、四七八	市道	富士吉田市竜ヶ丘二丁目八九八 番八一二先（市民会館西交差点 東側左折導流部）	一	富士 吉田	平成二七年三月 一二日 告示第二六号
五、四七九	国道一 三九号	北都留郡小菅村一、四七九番地 先（国道一三九号と主要地方道 上野原丹波山線との丁字路交差 点北側）	一	上野 原	平成二七年三月 一二日 告示第二六号

に改める。
別表第十四中

	東連絡 道路八 幡南ラ ンプ下 り線オ ンラン プ)	ランプ下り線オン ランプ入口)から 山梨市南三〇五番 地先(西関東連絡 道路八幡南ランプ 下り線オンランプ 出口)まで					告示第五 号
--	--	---	--	--	--	--	-----------

一、七 三九	国道一 四〇号 (西関 東連絡 道路八 幡南ラ ンプ下 り線オ ンラン プ)	山梨市北二、二三 六番地二先(西関 東連絡道路八幡南 ランプ下り線オン ランプ入口)から 山梨市南三〇五番 地先(西関東連絡 道路八幡南ランプ 下り線オンランプ 出口)まで	一一〇	自動車	四〇	日下 部	平成二七 年一月一 九日 告示第五 号
一、七 四〇	町道青 柳一号 線	南巨摩郡富士川町 青柳町六七〇番地 先(青柳五丁目交 差点)から南巨摩 郡富士川町鵜沢一 〇五番地先(国道 五二号と町道青柳 一号線との十字路 交差点)までの両 側	五六〇	車両(原付・ けん引 ②③を 除く。)	四〇	鵜沢	平成二七 年三月一 二日 告示第二 六号

に改める。
別表第十五中

四二七	町道	中巨摩郡昭和町西条 五、一〇五番地先(八六〇	車両	終日	南甲 府	平成二四 年七月二
-----	----	------------------------	-----	----	----	---------	--------------

		西条交差点)から中 巨摩郡昭和町西条五 、二七八番地先(中 央道カルバートボッ クス甲府昭和二南交 差点)までの両側					六日 告示第七 九号
--	--	---	--	--	--	--	------------------

四二七	町道西 条昭和 インタ ー線	中巨摩郡昭和町西条 五、二七八番地先(中 央道カルバートボ ックス甲府昭和二南 側十字路交差点)か ら中巨摩郡昭和町西 条三、三九二番地先 (徳行立体南交差点)までの両側	一、〇〇〇	車両	終日	南甲 府	平成二七 年三月一 二日 告示第二 六号
-----	-------------------------	--	-------	----	----	---------	----------------------------------

四八九	国道一	南都留郡富士河口湖 町河口六八二番地先 (町道〇一一五号線 と主要地方道河口湖 バイパス)から富士吉田 市竜ヶ丘一丁目八九 八番地の二二一先(市 道中央通り線と市 道新倉南線との十字 路交差点)までの両 側	四、二六〇	車両	終日	富士 吉田	平成二七 年一月一 九日 告示第五 号
-----	-----	---	-------	----	----	----------	---------------------------------

四八九	国道一	南都留郡富士河口湖	四、二六〇	車両	終日	富士 府	平成二七 年三月一 二日 告示第二 六号
-----	-----	-----------	-------	----	----	---------	----------------------------------

三九号 (吉田 河口湖 バイパス) 主要地 方道河 口湖精 進線 市道新 倉南線	町河口六八二番地先 (町道〇一一五号線 と主要地方道河口湖 精進線との丁字路交 差点)から富士吉田 市竜ヶ丘一丁目八九 八番地の二二一先 (市道中央通り線と市 道新倉南線との十字 路交差点)までの両 側	吉田 年一月一 九日 告示第五 号
四九〇 町道西 条昭和 インタ ー線	中巨摩郡昭和町西条 三、三九二番地先 (徳行立体南交差点) から甲府市徳行三丁 目一五番先(国道二 〇号下り線との合流 部)までの両側	南甲 平成二七 年三月一 二日 告示第二 六号

に改める。
別表第十六中

二、九六七	町道	中巨摩郡玉穂町中楯八二七番地 先(甲府明電舎国母工場南東角)	南甲府 平五・二・一五 告示 第六号
二、九六八	甲府市 道	甲府市高室町中楯字砂間一七〇 番地(宮坂醸造(株)北西角)	南甲府 五三・六・二六 二六号

を

二、九六七	市道	中央市中楯八一四番地二先(渋 川五の橋東詰十字路交差点・北 進車両)	南甲府 平成二七年三月 一二日 告示第二六号
二、九六八	市道	甲府市高室町一六二番地(渋川)	南甲府 平成二七年三月

五の橋東詰十字路交差点・南進 車両)	一二日 告示第二六号
-----------------------	---------------

六、八四一 町道 二二号 線	東八代郡石和町小石和六九七番 地の一先(石和中学校北西丁字 路交差点)	石和 六一・九・一八 三四号
-------------------------	---	-------------------

六、八四一 市道	笛吹市石和町広瀬五八七番地八 先(石和中学校北西角十字路交 差点・南進車両)	笛吹 平成二七年三月 一二日 告示第二六号
-------------	--	-----------------------------

六、八九七 町道	中巨摩郡竜王町方才六一二番地 の一先(井上安雄方所有地西側)	南甲府 六一・一〇・一 六 三七号
-------------	---------------------------------------	-------------------------

六、八九七 町道	中巨摩郡昭和町西条三、三六一 番地一先(中央自動車道方才立 体北側丁字路交差点・西進車両)	南甲府 平成二七年三月 一二日 告示第二六号
-------------	---	------------------------------

七、一六八 市道	甲府市国母七丁目四番一二号先 (中島梅子方西側)	南甲府 六一・七・九 二七号
-------------	-----------------------------	-------------------

七、一六八 町道	中巨摩郡昭和町西条一一一番地 四先(町道同士の三差路交差点)	南甲府 平成二七年三月 一二日
-------------	-----------------------------------	--------------------

に、
〔西進車両〕
告示第二六号

八、五七八	市道武蔵五号線	富士吉田市竜ヶ丘一丁目八九八番地の二二二先（大島方西側）	富士吉田	平成二七年三月 告示 第五三号
八、五七九	市道中央通り線	富士吉田市竜ヶ丘一丁目八九八番地の二二二先（交通島西側）	富士吉田	平成二七年三月 告示 第五三号

八、五七八	市道武蔵五号線	富士吉田市竜ヶ丘一丁目八九八番地八一二先（市民会館西交差点東側左折導流部出口・南進車両）	富士吉田	平成二七年三月 告示第二六号
八、五七九	市道中央通り線	富士吉田市竜ヶ丘一丁目八九八番地七五七先（市民会館西交差点北西側左折導流部出口・北進車両）	富士吉田	平成二七年三月 告示第二六号

一〇、七二二	町道	南巨摩郡鵜沢町一〇一番地先（県営鵜沢北部団地北側・西進車両）	鵜沢	平成一六年三月 告示第一四号
--------	----	--------------------------------	----	-------------------

一〇、七二二	町道	南巨摩郡富士川町鵜沢九八番地先（県営鵜沢北部団地北西角丁字路交差点・北進車両）	鵜沢	平成二七年三月 一二日 告示第二六号
--------	----	---	----	--------------------------

一一、七七九	市道新倉通り線	富士吉田市旭二丁目二番九号先（市道新倉南線と市道新倉通り線との十字路交差点・西進車両）	富士吉田	平成二七年一月 告示第五号
--------	---------	---	------	------------------

一一、七七九	市道新倉通り線	富士吉田市旭二丁目二番九号先（市道新倉南線と市道新倉通り線との十字路交差点・西進車両）	富士吉田	平成二七年一月 告示第五号
--------	---------	---	------	------------------

一一、七八〇	町道	中巨摩郡昭和町西条三、三七二番地先（町道西条昭和インター線と町道との丁字路交差点・南進車両）	南甲府	平成二七年三月 告示第二六号
--------	----	--	-----	-------------------

一一、七八一	町道	中巨摩郡昭和町西条三、三六六番地先（町道西条昭和インター線と町道との丁字路交差点・南進車両）	南甲府	平成二七年三月 告示第二六号
--------	----	--	-----	-------------------

一一、七八二	町道	中巨摩郡昭和町西条二、八〇二番地一先（町道西条昭和インター線と町道との丁字路交差点・北進車両）	南甲府	平成二七年三月 告示第二六号
--------	----	---	-----	-------------------

一一、七八三	市道	甲府市上今井町七九七番地先（国道三五八号と市道との十字路交差点）	南甲府	平成二七年三月 告示第二六号
--------	----	----------------------------------	-----	-------------------

一一、七八四	市道	甲府市上今井町七四五番地先（市道同士の十字路交差点・東進車両）	南甲府	平成二七年三月 一二日 告示第二六号
--------	----	---------------------------------	-----	--------------------------

一一、七八五	市道	甲府市上今井町六三七番地三先	南甲府	平成二七年三月
--------	----	----------------	-----	---------

を

に、

に、

を

に、

一一、七九三	市道	富士吉田市上吉田四、六〇〇番地二先（東富士五湖道路カルバートボックス富士吉田五東側十字路交差点・東進車両）	富士吉田	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
一一、七九二	市道	富士吉田市上吉田四、五九八番地一三先（東富士五湖道路カルバートボックス富士吉田五東側十字路交差点・西進車両）	富士吉田	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
一一、七九一	市道	笛吹市境川町寺尾五二二番地先（県道鷲宿上曾根線と市道との十字路交差点・北進車両）	笛吹	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
一一、七九〇	市道花水金ノ手線	北杜市白州町台ヶ原六六〇番地四先（県道台ヶ原長坂線と市道花水金ノ手線との十字路交差点・南進車両）	北杜	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
一一、七八九	市道花水金ノ手線	北杜市白州町台ヶ原二、三二四番地三先（花水橋南詰十字路交差点・北進車両）	北杜	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
一一、七八八	市道花水金ノ手線	北杜市白州町台ヶ原二、三二四番地三先（花水橋南詰十字路交差点・南進車両）	北杜	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
一一、七八七	市道	甲斐市牛匂二、八八五番地先（市道牛匂八ツ頭線と市道との丁字路交差点・西進車両）	葦崎	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
一一、七八六	市道	甲府市西高橋町四九二番地先（市道同士の三差路交差点・南進車両）	南甲府	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
				一一二日 告示第二六号

一一、七九四	市道	富士吉田市上吉田四、六〇〇番地六先（東富士五湖道路カルバートボックス富士吉田五東側十字路交差点左折導流部・東進車両）	富士吉田	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
一一、七九五	市道	富士吉田市上吉田四、六六二番地三先（東富士五湖道路カルバートボックス富士吉田六東側十字路交差点・西進車両）	富士吉田	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
一一、七九六	市道	富士吉田市上吉田四、六六一番地八先（東富士五湖道路カルバートボックス富士吉田六東側十字路交差点・東進車両）	富士吉田	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
一一、七九七	市道	富士吉田市上吉田四、六六一番地九先（東富士五湖道路カルバートボックス富士吉田六西側三差路交差点・西進車両）	富士吉田	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
一一、七八八	市道	富士吉田市上吉田五、六〇一番地一六先（県道富士上吉田線と市道との十字路交差点・西進車両）	富士吉田	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
一一、七九九	市道	富士吉田市上吉田五、六〇一番地二〇先（県道富士上吉田線と市道との十字路交差点・東進車両）	富士吉田	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
一一、八〇〇	町道	南都留郡西桂町倉見六五一番地先（中央道富士吉田線カルバートボックス大月六四一一西側十字路交差点・東進車両）	大月	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
一一、八〇一	町道	南都留郡西桂町倉見六五一番地	大月	平成二十七年三月一二日 告示第二六号

一一、八〇二	町道	先（中央道富士吉田線カルバートボックス大月六四―一西側十字路交差点・西進車両）	一一二日 告示第二六号
一一、八〇三	町道	南都留郡西桂町倉見四〇〇番地三先（県道富士吉田西桂線と町道との丁字路交差点・北進車両）	平成二十七年三月一二日 告示第二六号
一一、八〇四	町道	南都留郡西桂町倉見二一番地一先（中央道富士吉田線カルバートボックス大月六二西側十字路交差点・北進車両）	平成二十七年三月一二日 告示第二六号

に改める。
別表第十七中

一一、二五三	町道	中巨摩郡昭和町西条五、一〇五番地先（西条交差点）から中巨摩郡昭和町西条五、二七八番地先（中央道カルバートボックス甲府昭和二南交差点）までの両側	八六〇 車両 終日 南甲府 平成二四年七月二六日 告示第七九号
--------	----	---	--

を

一一、二五三	町道西条昭和	中巨摩郡昭和町西条五、二七八	一、〇〇〇 車両 終日 南甲府 平成二七年三月一
--------	--------	----------------	--------------------------------------

一一、二八七	市道	甲州市塩山下於曾一、三二五番地先（市民病院入口交差点）から甲州市塩山下於曾八七一番地一先（主要地方道白井甲州線と市道との丁字路交差点）までの両側	一一二日 告示第二六号
--------	----	--	----------------

に

一一、二八七	市道	甲州市塩山下於曾五三三番地一先（下塩後交差点）から甲州市塩山下於曾八七一番地一先（主要地方道白井甲州線と市道との丁字路交差点）までの両側	一一二日 告示第二六号
--------	----	--	----------------

を

一一、二八七	市道	甲州市塩山下於曾五三三番地一先（下塩後交差点）から甲州市塩山下於曾八七一番地一先（主要地方道白井甲州線と市道との丁字路交差点）までの両側	一一〇五〇 車両 終日 日下部 平成二七年三月一二日 告示第二六号
--------	----	--	--

一、三八七	市道	富士吉田市旭一丁目三番一九号先(市道同士の三差路交差点)から富士吉田市旭一丁目三番四号先(下吉田第二小学校西交差点東側丁字路交差点)までの両側	一一〇	車両	終日	富士吉田	平成二七年一月九日 告示第五号
-------	----	---	-----	----	----	------	--------------------

一、三八七	市道	富士吉田市旭一丁目三番一九号先(市道同士の三差路交差点)から富士吉田市旭一丁目三番四号先(下吉田第二小学校西交差点東側丁字路交差点)までの両側	一一〇	車両	終日	富士吉田	平成二七年一月九日 告示第五号
一、三八八	町道青柳一号線	南巨摩郡富士川町青柳町六七〇番地先(青柳五丁目交差点)から南巨摩郡富士川町鯉沢一〇五番地先(国道五二号と町道青柳一号線との十字	五六〇	車両	終日	鯉沢	平成二七年三月二日 告示第二二六号

路交差点)までの両側

に改める。
別表第十九中

一四一	町道	中巨摩郡昭和町西条五、一〇五番地先(西条交差点)から中巨摩郡昭和町西条五、二七八番地先(中央道カルバートボックス甲府昭和二南交差点)までの両側歩道(八六〇メートル)	南甲府	平成二四年一月二日 告示第一二五号
-----	----	--	-----	----------------------

一四一	町道西条昭和インタール線	中巨摩郡昭和町西条五、一〇五番地先(西条交差点)から中巨摩郡昭和町西条三、三九二番地先(徳行立体南交差点)までの両側(一〇〇〇メートル)	南甲府	平成二七年三月二日 告示第二六号
-----	--------------	--	-----	---------------------

二〇八	主要地山勝沼線	甲州市塩山上於曾四二九番地一先(仲沢ガード南交差点)から甲州市塩山上於曾二二四番地三先(三差路交差点)までの両側歩道(三九〇メートル)	日下部	平成二五年六月二七日 告示第八〇号
-----	---------	---	-----	----------------------

二〇八	主要地山勝沼線	甲州市塩山上於曾四二九番地一先(仲沢ガード南交差点)から甲州市塩山上於曾二二四番地三先(三差路交差点)までの両側歩道(三九〇メートル)	日下部	平成二五年六月二七日 告示第八〇号
-----	---------	---	-----	----------------------

二〇九	国道一三八号	南都留郡山中湖村山中一〇番地一先(山中湖無料駐車場湖畔歩道末端)から南都留郡山中湖村山中二二番地五先(国道一三八号山中湖側歩道末端)までの湖畔側歩道(七八五メートル)	富士吉田	平成二十七年三月二二日 告示第二六号
二一〇	国道一三七号	南都留郡富士河口湖町河口五二五番地先(新倉トンネル西交差点)から富士吉田市旭四丁目一九番地先(市道新倉南線と市道新倉北浦通り線との十字路交差点)までの歩道(二、七六〇メートル)	富士吉田	平成二十七年三月二二日 告示第二六号

に改める。
別表第三十三中

六八	県道 甲府櫛形 線 (塩部開 国橋線)	中巨摩郡昭和町西条三、三九二番地 先(徳行立体南交差点)	一	六一・四・一七 一五号
----	---------------------------------	---------------------------------	---	----------------

を

六八	削除			平成二十七年三月一 二日 告示第二六号
----	----	--	--	---------------------------

に改める。